

個人会員に関する規程

(目 的)

第1条 一般社団法人埼玉県山岳・スポーツクライミング協会(以下「本協会」という。)

定款第7条第1項第3号に規定する個人会員に関する事項は、本規程による。

2 この規程は、本協会が、安全登山の普及の活動の一環として、主として未組織登山者に対して、安全登山に関する情報サービスを提供する個人会員に関して定めるものである。

(組 織)

第2条 本協会の活動に賛同し、個人の資格で安全登山に関する情報サービスの提供を受けることを希望する場合、当該者を個人会員として組織する。

2 個人会員の組織運営は、個人会員委員会が行う。

(資格等)

第3条 個人会員は、次の各号に該当するものであること。

- (1) 本協会の目的に賛同する個人。
- (2) 入会時の年齢が満18歳以上である。
- (3) 当該、一般社団法人埼玉県山岳・スポーツクライミング協会個人会員に関する規程を遵守する者。

(会 費)

第4条 次の会費を本協会に納めるものとする。

年会費は、3,000円(4月1日～翌年3月31日)、10月1日以降入会は1,500円とする。

(個人会員の責務)

第5条 個人会員の責務は以下のとおりである。

- (1) 安全登山の実践と追及、本協会の諸活動の年間計画活動に積極的に参加する。
- (2) 会費の納入。
- (3) 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会山岳共済保険への加入。
- (4) 山岳活動におけるマナーを順守する。
- (5) その他、本協会の会員としての責務。

(個人会員の特典等)

第6条 個人会員は次の特典を受けるものとする。

- (1) 本協会が行う各種講習会(クライミング、救助技術、自然保護活動など)や各種大会などに参加できる。
- (2) 毎月発行の「SMSCA月報」をオンラインで受け取る。
- (3) 本協会の会員証が交付される。
- (4) 安全登山の指導及び山岳遭難時の相談が受けられる。
- (5) その他、山や登山に関していろいろなアドバイスが受けられる。
- (6) 本協会が行う所定の講習を受講することにより、日本スポーツ協会公認山岳および、スポーツクライミングコーチの検定を受けることができる。※注 1

(団体との関係)

第7条 個人会員は、本協会定款第 25 条に定める役員になることはできない。(※「委員」は可)

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、個人会員について必要な事項は理事会の議を経てこれを定める。

※注 1:コーチ検定のためには、他に(公財)日本スポーツ協会(JSPO)、
(公社)日本山岳・スポーツクライミング協会(JMSCA)の定める、条件を満たす必要があります。

付則 1 この規程は、令和 8 年 6 月 10 日 から施行する。

2 この規程の施行に伴い、「個人会員細則(平成25年4月15日施行)」は廃止する。